

第20回  
旧町時代における  
未処理金調査特別委員会

令和2年1月31日

葛城市議会

## 第20回旧町時代における未処理金調査特別委員会

1. 開会及び閉会 令和2年1月31日(金) 午前10時00分 開会  
午後1時04分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席した委員

委員長	藤井本	浩
副委員長	西井	覚
委員	杉本	訓規
〃	吉村	始
〃	谷原	一安
〃	内野	悦子
〃	川村	優子
〃	西川	弥三郎

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	下村	正樹
議員	奥本	佳史
〃	松林	謙司
〃	吉村	優子

5. 地方自治法第100条第1項の規定により、証人として出席した者の氏名  
阿古和彦

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永	睦治
書記	高松	和弘
〃	関元	瞳

7. 調査案件  
(1) 証人尋問について

開 会 午前10時00分

**藤井本委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開催いたします。

皆さん、おはようございます。本日早朝より出席を賜り、ありがとうございます。この委員会も設置して来月で2年を迎えようとしております。かなり皆さん方には調査にご尽力いただき、最終に近づいているのかなど、このように考えております。そんな中で、昨年11月、委員長を交代させていただいた私、藤井本でございます。本会議場での委員会、私にとりましては初めての委員長ということになります。不手際等ないように努力するつもりでございますけれども、初回でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。それでは会議を進めてまいりますので、ご協力よろしく願いいたします。

委員外議員さんを紹介いたします。吉村優子議員でございます。奥本議員でございます。松林議員でございます。

委員各位におかれましては、発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、ご起立の上、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出が出ておりますので、お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**藤井本委員長** ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定をいたしました。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件(1) 証人尋問についてを議題といたします。

本日は、お手元に配付の証人出頭請求一覧に記載の阿古市長に証人としてご出席をいただき、証言をいただくことになっております。

ここで、証人尋問の方法についてお諮りいたします。

これまで実施した協議会におきまして、証人に対し、委員各位から出された質問事項を取りまとめさせていただいております。それらの質問については、葛城市が未処理金を歳計外会計として保管するに至った経緯について項目ごとに取りまとめておりますので、その項目ごとに委員長から総括尋問としてお尋ねをさせていただき、その区切りごとに各委員から補足尋問を許可いたしたいと思いますが、そのようにさせていただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**藤井本委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をさせていただきます。

それでは、阿古和彦氏から証言をいただきたいと思いますので、入室いただきます。

(阿古証人入室)

**藤井本委員長** お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されること

になっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申出をお願いします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由なく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

**阿古証人** 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

令和2年1月31日。

阿古和彦。

**藤井本委員長** それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(阿古証人署名捺印)

**藤井本委員長** これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しての反論や質問をすることはできないことになっておりますので、ご了承願います。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、当委員会に付託されました重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますので、不規則発言など、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されますよう、あわせてお願いいたします。また、証人への尋問は正当な理由がある場合を除き、次に述べる質問は制限いたします。

1. 証人を侮辱し、または困惑させる質問。
2. 誘導尋問。
3. 既にした質問と重複する質問。
4. 争点に関係のない質問。
5. 意見の陳述を求める質問。
6. 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問。

以上、ご留意の上ご発言ください。

ただいまより尋問に入ります。

最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは阿古和彦様ですか。

**阿古証人** そうです。

**藤井本委員長** 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

**阿古証人** そうです。

**藤井本委員長** それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、葛城市が未処理金を歳計外会計として保管するに至った経緯に関して、まず、その発端についてお尋ねいたします。

あなたは、吉川義彦元新庄町長から、未処理金を葛城市で受け取ってほしいという趣旨の申入れを受けましたね。

**阿古証人** はい。

**藤井本委員長** 一番最初にその申入れを受けたのは、いつのことですか。

**阿古証人** 正式の申入書を持ってこられたのは1月30日であったと記憶しています。ただ、その中に未処理金という表現があったかどうかは記憶しておりません。

**藤井本委員長** 今、正式には1月30日という話でございましたが。

**阿古証人** 平成30年の1月30日です。

**藤井本委員長** それ以前に、いわゆる打診というんですか、お話はあったのでしょうか。

**阿古証人** それの1週間か10日ほど前に1度来られて、そのときにその旨のお話をお聞きしたように記憶しております。

**藤井本委員長** 約10日前にお話があったということでございますけども、それは、先方から、まず、

どのような形で連絡があったのでしょうか。

**阿古証人** 先方から人事課に連絡があったように思うんですけども、その経緯については覚えておりません。それも10日ほど前で、10日前であったかどうかというのは、確定は記憶の中ではできません。

**藤井本委員長** 10日ほど前ということですけど、それは、直接会われたのですか。電話でお話をされたのでしょうか。

**阿古証人** 直接お会いいたしました。

**藤井本委員長** 吉川元町長は、今、約10日前と、それと、正式には平成30年の1月30日というお話になってるわけですが、どのような要件だということでも最初お話がございましたでしょうか。

**阿古証人** 申入書に書かれた内容そのものであったと思います。ですから、口頭ではあれですので、正式の文書としていただきたいということをお話ししたように記憶しております。それを持ってこられたのが1月30日であったと記憶しています。

**藤井本委員長** 最初口頭に、1月30日の、約ですけど、10日前に申入れが口頭であったと。1月30日に文書であったということですけども、文書は先方から書かれたのでしょうか。こちらから求めたものなのでしょうか。

**阿古証人** 先方から書かれました。

**藤井本委員長** あなたは、吉川元町長から面談の申出を受けるその前に、この未処理金の存在を知っていましたか。

**阿古証人** 存じ上げないです。

**藤井本委員長** 吉川元町長から、一番最初に未処理金を葛城市で受け入れてほしいという申入れを受けたときに、その時点ですぐに受け入れなかった……。

再度もう一度お聞きいたします。吉川元町長から、最初に未処理金を葛城市で受け入れてほしいという申入れを受けたときに、その時点ですぐに受入れをされなかったのはなぜですか。

**阿古証人** 口頭での、例えば会話でのお話ですと、後日、誤解が生じるおそれがある。ですから、文書にしてくださいとお願いいたしました。ですから、申入れを受けたというのは、申入書を持ってこられて、それを受理したというのが1月30日であります。それから、行政内部で事務方に相談をかけております。その申入書に沿って、どのようにすべきかという一定の判断を下す期間があったということです。

**藤井本委員長** ここで質問を追加したいと思うんですけども、先ほど、文書は先方からつくられた。

**阿古証人** そうです。

**藤井本委員長** もちろんつくられたのはそうなんですけども、今のお話を聞いてるとですね、口頭では受入れできないと。確認としてお聞きしますけども、文書でお願いしますというのは、阿古市長の方からお願いされたものですか。再度の質問になりますが。

**阿古証人** そうです。私の方から文書にしてくださいとお願いいたしました。

**藤井本委員長** それでは、これまでの発端、この部分に関する事項について補足尋問を行います。委員の皆様方、何かございませんか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひします。簡単な点、質問させていただきます。先ほど、吉川元町長から人事課に連絡があつて、そしてお会いしたというふうにお聞きしたんですけども、それは、吉川元町長とずっと1対1というか、直接、誰も関与せずに吉川元町長とやられたのでしょうか。

**阿古証人** 市長室の中で吉川元新庄町長と私と2人でお会いいたしました。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 市長、ご苦労さんでございます。

この問題を、僕は平成の29年の12月に、こういうことがあると取り上げたわけですね。ほいで、今までずっと未処理金の特別委員会を設置してきた中でですね、保管をしているのが岡本、今は議員さんですけれどね、岡本議員さんであると、こういうふうなことが明確になってきてるんですけども、市長は、今、正式には1月30日に文書で申入れがあつた。その1週間から10日ほど前に、元新庄町長の吉川さんから、口頭で申入れがあつたと。これは、直接会つて、その申入書を作成してくれと、こういうふうに言うたと、こういうことの証言をしていただいているんですけども、1つ、この1月30日、平成30年のですね、以前にですね、以前に、以前にね、吉川元町長から、電話等でこういうふうなお金があるんで、市長、どうにか預かってもらえませんかというふうなことを、電話等で問合せがありましたか。

また、もう一つ、今申し上げましたように、この預かってるのは、預かつたということが今のこの百条委員会の中で、岡本議員が預かつてたわけで、こういうふうにはっきりおっしゃつてのわけやから、その岡本議員から、こういうふうなお金をどうにか預かってもらわれへんかということ、市長に、口頭であろうが電話であろうが、申入れはありましたか。この2つ、ちょっとお答えいただきたい。

**阿古証人** 質問は1つずつお願ひしたいんですけども、答えるときに誤解を招く可能性がありますので、1つずつ答えたいと思います。

まず、吉川新庄町元町長からの電話があつたかどうかは記憶にありません。

それと、もう一つ、今現在、岡本議員さんの方から電話があつたかどうかという記憶もございません。

以上でございます。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** 市長、お忙しいところありがとうございます。

今の市長のお話を伺つておりますと、1月30日、正式に話を受けたというふうなことで、市長の立場とすれば、1月30日、文書でもって正式に話をもらつて、行政としてはそれ以降動いたと、そういうふうな考え方でよろしいのでしょうか。それまでについては、きちつとそういう手続をもつて話を持ってきてくださいというふうにされたというふう、市長の立場としてそういうふうにされたという理解でよろしいのでしょうか。

**阿古証人** まず口頭でお聞きしたときに、その物事の重大性というのは把握しました。ですから、こ

それは口頭の話では無理です。ですから、正式の文書にしてくださいということをお願いしました。それは、あくまで私と吉川元新庄町長との話でございます。ですから、正式の文書で上がってきて以後ですね、1月30日以後になりまして、事務方に、実はこうこうこう申入れがありました。そのことについて、行政として、葛城市としてどのような対応をすべきかという検討をかけました。その結論を出したのが1月、ごめんなさい、2月の5日やったと思います。そのことについて、それは後ほど質問があるでしょうから、そのときに答えたいと思います。一定の手続は踏んだということです。そのような手順で手続を踏みました。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 市長におかれましては、公務ご多忙中、ご協力願いましてありがとうございます。

私もただいまの7問の質問に対しまして、ちょっと質問させていただきますが、今、5番目ぐらいに質問をいただいたと思いますが、この未処理金の存在を、吉川元町長から面談の申込みを受ける前にですね、ご存じだったかどうかというところにつきまして、市長は知らないというふうに今ご答弁をいただきました。この問題が一番最初に発覚したのはですね、12月の20日なんですけれども、その後、これは協議会ですので、市長の方はご存じがあるかどうかというところは、確認ということで質問しますけれども、12月27日に総務建設常任委員会の協議会を行っております。これも今言う、旧町時代における未処理金があったという内容でございます。それから、1月10日にも総務建設常任委員会の協議会を行っております。この議会でこういった問題が起こってるということも含めまして、市長はご存じがなかったのかなということをお尋ねさせていただきます。

**阿古証人** 存じ上げませんでした。

**川村委員** ありがとうございます。確認の意味でありがとうございます。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

西井副委員長。

**西井副委員長** 1月17日だと思います、申入れがあったと、面談の中で。しかしながら、その後、30日に申入書が出てると。しかしながら、その間に、その申入れ内容について内部で検討されましたか。もし、されたならば、どの方とどの方とされたということをちょっと聞かしてもらいたいと思っております。

**阿古証人** 先ほども申し上げましたけども、申入書は、新庄町長、元新庄町長の方がされたわけでございます。そのことについて葛城市の方から、このような申入書にしてくださいというようなお話をしたことはありません。10日ほど前に来られたときのその話を文書にしてくださいというお話をただけです。

以上です。

**藤井本委員長** 西井副委員長。

**西井副委員長** 17日に面談されて、その後、内部で検討の会議なり、また相談なりされたかどうかということをお聞かせしております。

**阿古証人** 同じです。返答は変わりません。

**西井副委員長** してませんということでよろしいか。



阿古証人 そうです。

藤井本委員長 ほかにないですか。

西井副委員長。

西井副委員長 もう一つ、申しわけありません。資料請求の中で、私の一般質問でほとんど答えておりますということが出ているわけでございます。この一般質問で副市長の答弁も含めて、市長の答弁と解釈してよろしいんですか。

阿古証人 一般質問って、いつの一般質問かまず特定していただきたいというのがありますし、その質問内容も特定していただかないと、その答弁内容が、副市長の答弁が私の答弁とイコールになるのかということは、1つ1つの質問を精査しないとわかりません。

以上です。

藤井本委員長 ただいまの質問は、後にも関連する質問がございますので、後からですね、再質問していただいて、証言いただきますようお願いをいたします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようですので、次に、申入書の提出に関する事項についてお尋ねいたします。

平成30年1月30日付で、吉川義彦元新庄町長から、未処理金を葛城市で受け取ってほしいという趣旨の申入書が提出されましたね。

阿古証人 それは先ほどお答えしたと思いますけども、再度同じことを答えるんですか。

藤井本委員長 はい。確認させていただきます。

阿古証人 30日に申入書を受け取りました。

藤井本委員長 再度確認のためにですね、先ほど証言いただいておりますけども、その文書は、あなたと吉川町長から、あなたが吉川町長からですね、直接受け取ったものですか。

阿古証人 直接受け取ったと記憶しております。

藤井本委員長 あなたが吉川元町長から申入書を受け取った面会のその場所、その場には、ほかに誰かおられましたか。

阿古証人 たしか私と吉川町長だけやったと思います。思いますけども、もう2年ほど前の記憶ですので、そのときの状況を100%確定をする返事が、記憶の中ではできないと思います。

藤井本委員長 吉川元町長は、面会の際、未処理金がなぜ自分たちが持っているのかについて、どのような説明をされましたか。

阿古証人 申入書に書いてあるとおりの説明をされたように記憶しています。

藤井本委員長 吉川元町長は、この未処理金がどのようにしてつくられたのかについて、どう説明していましたか。

阿古証人 何度も答えますが、申入書はもう百条委員会の方に、平成30年の4月、3月の末か4月ごろに提出させていただいております。その内容そのものでございますので、私が手元にその資料を持ち込んで見ることはできませんので、記憶の中で答弁しないといけないということは、非常にあやふやな答弁になると思いますので、その申入書は百条委員会の方でお持ちですので、それを見ていただければ、それでわかると思います。

以上です。

**藤井本委員長** 吉川元町長は、未処理金の発生について、自分も関与しているという話は言っていましたか。

**阿古証人** それも申入書に書いてあったように記憶しています。ですから、それを見ていただければ、そちらに書いてあると思います。

**藤井本委員長** お二人で面談をされたというご証言ですけども、申入書を提出されました。その申入書に記入のとおりということでございますが、それ以外のお話ということについては、何もなかったのでしょうか。

**阿古証人** 先ほども申し上げましたように、その申入書を持ってこられるに当たって、私は10日ほどという記憶を申し上げたんですけども、副委員長の方は1月の17日だと特定されました。私、資料を持ち込めませんので、その特定はできませんでしたが、そのときにいろいろなお話をお聞きしたように記憶しております。ただ、その要旨をまとめて文書にしてくださいということをお話しいたしました。その要旨を書かれて持ってこられたというのが申入書でございます。ですから、その申入書を持ってこられたときに、新たなことの実事と申しますか、それ以外のお話をお聞きした記憶はありません。

**藤井本委員長** あなたは、吉川元町長からその申入書を受け取って、すぐに未処理金を受け取りましたか。

**阿古証人** 申入書を受け取りました。それで、この申入書の内容の重大性を理解しておりますので、当然のことながら、事務方に、こういう申入書を受け取りました。このことについて、どのように葛城市として、行政として対応するのがいいのか。その対応を考えるようにという指示をいたしました。

**藤井本委員長** それでは、ただいまの申入書の提出に関する事項についての補足尋問を行います。

委員の皆様方、ございませんでしょうか。

杉本委員。

**杉本委員** たびたびよろしく申し上げます。

今のご答弁いただいて、元町長から申入れがあって、事務方に相談して、最終受け取ったという流れやと思うんですけども、相談して、事務方からはどういった返答、結論が出たのか、ちょっとお聞かせください。

**阿古証人** 結論から申し上げますと、一旦これはお預かりして、資金保全をすべきであるという結論でございます。

以上です。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** それは、どういった理由でというのは、今の答弁ではわかんなかったんですけど、どういった理由で保全すべきだという回答が返ってきたのかお聞かせください。

**阿古証人** 申入書の内容自身がですね、私、こちらに手元にありませんので、概略しか頭の中にもありませんので、その部分についてあやふやな表現をすると誤解を招きますので、こちらの文書の方は、百条委員会の方に私の方から提出させていただいておりますので、その文書をまず

見ていただきたいと思います。その中で、そのような申入れをいただいた中で、行政としてどのような対応をすべきかという判断を事務方に求めた。どうすることがベストであるのかということをも求めたということでございます。そのことについて、それは、やはり資金保全をすべきである、お預かりすべきであるという結論が出ましたので、その中で、法律的に問題のない行政手続を、何なのかということも含めまして、検討を重ねた期間が何日間かあったということでございます。

**西川委員** 委員長、市長さっきから、申入書、手元がない言うたはるねんから、百条に出たるやつを市長に……。

**藤井本委員長** 今から持っていくます。

ほかにございませんか。

吉村委員。

**吉村始委員** ご質問いたします。今、市長の手元に申入書も来ているということで、保全をしてほしいと吉川元町長の方からですね、下から4行目なんですけど、本来は地方公共団体に帰属する可能性の高い金員をですね、職員ら個人が管理し続けることは望ましくないし、将来に禍根を残すというふうな趣旨のことが書かれております。まず、すぐにですね、受け取られなくて、それから後、しばらくしてからですね、最終的に保全のために受け取るという決断をされましたけれども、それは、すぐに受け取らなかったということは、行政的にですね、法に照らし合わせて確認をすると、その時間がかかったというふうなことでしょうか。

**阿古証人** まずですね、このお金、今、申入書を改めて見ましたので、その部分についてのそのときの判断の一部を申し上げることになると思います。この申入書を読みますと、これは、過去において、本来でしたら公金としての事務処理、会計処理をしなくてはいけなかったものが、会計処理をされなかった可能性が非常に高いお金であるということが読み取れました。ですので、あくまで可能性、あくまで可能性の話なんですけども、その可能性の高いお金を新庄町時代に持っておられたということですので、そのことについて、今現在の葛城市としてどのような対応をすべきなのかということ、事務方にまず判断をするですね、その法的なものも含めた中で、どのように対処すべきだということ、を相談かけて、指示をしました。その結論といたしましては、やはりその可能性の高いお金であるから、市としてはお預かりすべきであろうと。ただ、これはどのような処理をされて発生したお金か、その時点では確定できませんので、直接ですね、一般会計の中でお預かりすることは難しいのではないかと結論が出たように記憶がしております。その中で、可能性としては、歳計外というものの中でお預かりすること以外、多分会計処理上といいますか、現状としては難しいのではないかとということ、を事務方の方から出してききましたので、その辺の法的確認もするよという指示をして、最終的にその結論が出たのが、たしか1週間かからなかったと思うんですけども、4、5日後にその結論を出して、それを元新庄町長の吉川様の方にお伝えした。お預かりしますので、葛城市の会計、多分これは、会計管理者の通帳をたしかついておりますので、葛城市では、その会計管理者の通帳に振り込むよという文書を出したと記憶しております。

以上です。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** 今、市長もおっしゃいましたように、本来ですね、公金として管理すべきで、可能性が高いお金であるというふうにおっしゃいましたけれども、この百条委員会の目的もですね、やはり将来、この公金っていうか、公のお金としてちゃんと組み入れてですね、市民のために供するということが目的の1つというふうにされているわけでありまして、それがですね、不適切に個人で管理をされていたわけですが、この口座から歳計外のところに移すということにおきまして、このお金の性質といいますか、性格というものが、特に棄損するとか、変わるということがないというふうに判断されたということでしょうか。

**阿古証人** 済みません。もう1回、ちょっと質問を。

**吉村始委員** いわゆる裏金としてお金が現状としてあったわけですが、そのお金がですね、保全をするという意味で、言うたら、ほかのところに、どっかに行ったりとかしないようにというふうなことで預けられたというふうにおっしゃっているというふうな理解をしたんですけども、そのお金がですね、移ることによって、裏金であるといえますか、そういう未処理金であるとか、そういうふうな性質については変わらないというふうな理解、そういうふうな考えられて、つまり、極端なことを言えばですね、歳計外に入れたからといって、未処理金が性格が変わって公金になるとか、そういうふうなことはないというふうなことで、あくまでも保全のためで、お金の性格は変わらないというふうな判断をされたので、そのような判断に至ったのかということをお伺いしております。

**阿古証人** まず1つとしてね、資金保全をしなくてはいけないという判断に立ったということがまず1つです。ですから、割合と早い期間、4、5日やったと思いますけども、その中で行政としての判断を下した、お預かりしますという資金保全の判断を下したということです。その中で、行政の会計処理としましてはね、公金である可能性が高いという段階でまずお預かりしないといけないということなんです。これはどういうお金であるかということが特定できないということなんですよね。ですから、あくまで可能性が高いという段階でお預かりするというのが、果たして行政の中のシステム上、許されるのかどうか。それも含めた中でどのような処理をすることがベストであるのかという結論を事務方に迫りました。それが、歳計外としての口座でお預かりすることであるという結論に達したので、その手続をとったということです。

以上です。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

杉本委員。

**杉本委員** 先ほど僕の質問に答えていただいて、その未処理金、ごめんなさい、受け取るにしても、いろんな事情がありまして、ほんで、先ほどおっしゃった事務方っていうのは何かよくわかんないですけど、弁護士さんとかも踏まえたものが事務方っていうんですかね。事務方のちょっと意味があんまりわかんなかったんですよね。

**阿古証人** 事務方というのは、行政事務をつかさどる立場の者ですので、私は特別職なんですけども、

例えば、事務方という場合には、例えば部長であるとか、実際に行政事務をですね、する人間を事務方と呼びます。ですから、それに加えて、当然、事務方は、弁護士なりに相談をかけているということです。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** そしたら、トータルで言わしていただいたら、そしたら、事務方さん、弁護士さんも踏まえ、葛城市、市長を初め、葛城市が、このお金は市に帰属する、名前はちょっと何にするかわかんないですけど、帰属する可能性がかなり高いお金っていう認識で受け取ったっていうことでよろしいんでしょうかね。

**阿古証人** そのとおりです。

**藤井本委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** 私のさっきの質問の補足なんですけれども、保全のためにということを市長おっしゃっておりますが、法的にも調べてみて問題もなかったと。あと、歳計外に預からないという選択肢もあったかと思うんですが、積極的に歳計外に組み入れたというのは、公のお金である、公金である可能性が濃厚であるということ以外に理由はありますでしょうか。

**阿古証人** これはね、非常に重い話なんです。過去の首長、新庄町時代の話に戻りますから、足高町長、藤井本町長、吉川町長と、町長は、私の知ってる限りでは3代の町長おられるんですけども、その最後の町長、初代の市長がですね、このことを申し入れられたという重みを、私はやっぱり感じました。ですから、そのことの重要性に鑑みて、これはやはり苦労された、いろんな思いをやはり感じましたので、その中で、やはりお預かりする方向で、事務方の方に問題がないようなお預かりの仕方があるのか、ないのかという精査をさしたという、手続上ですね、問題がないやり方がないのかということを相談かけて、一旦歳計外でお預かりすべきであろうという結論に達しましたんで、そのように先方に伝えたということです。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

西川委員。

**西川委員** 市長は、先ほどの私の質問に、平成30年の1月30日に正式にこういう申入れがあって、その1週間か10日ほど前に直接会って、こういう話を聞いたというふうにおっしゃってるわけですけども、その以前は全然知らなかったと言わはらへんね、記憶にないと言うてるんですね。吉川元町長、あとは岡本議員からの相談なり、申入れについては記憶にないと、こういうふうにおっしゃってる。その中で、申入書というふうにおっしゃってるんでね、この中で、今、市長は、特にいろんな考えをお述べになりました。この歳計外で受け取ったね、理由を。そのときに、この質問の中でですよ、吉川元町長が、この未処理金と言われてるこのお金が、どのようにできてきたか、どういうふうになった、できてきたかというのを、私は聞いてませんと。この申入書のとおりですと、こういうふうに答弁されたんですけども、この申入書をお読みいただいたら、「相当以前から、本来、地方公共団体によって指定された金融機関において管理されるべきと思われる金員の一部について、歴代の収入役等が、金融機関に個人名義の口座を開設し、預入をする方法をとって管理がされておりました。」と。「平成16年の葛城市の誕生後もおおむねそうです。」と。こういう、この説明で納得して受

け入れられたということですか。もっと、やっぱりいろいろな説明をされて、それで、市長は、今おっしゃったような判断に至ったんじゃないんですか。そうでないと、このことだけで、今おっしゃったような、公金であろうという判断を、事務方も市長もこれだけでされたんですか。どういうふう、そのことを答えやんと、申入書だけで公金や、今おっしゃったような判断されたんですか。もうちょっと詳しく、きっちりと判断する材料は提供されてたのと違うんですか。

**阿古証人** 先ほどと同じ答弁になるんですけど、よろしいですか。これは公金である可能性が高いと、いいですか、本来でしたら公金としての会計事務手続を、過去においてですね、されてるべきであった可能性が高い。それがされなかったお金である可能性が高いということでお預かりしたと先ほど申し上げました。公金であるからお預かりしたとは一言も申し上げておりません。ですから、こちらの方に書かれておりますように、例えば、私が読み上げるのは非常に、これはいけないことやと思います、これは吉川町長、旧新庄町の町長の文書でございますので、その中に、その詳細についてはわからないという表現をされております。ですから、確定はできない状態で、その可能性について非常に高いものについてお預かりしたということでありまして、先ほどもそのような答弁をしたと思います。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 高いという判断をするのに、どんなふうな、どんな情報を入れられたんですかって聞いてるんです。

**阿古証人** 同じ答えを何度もね、要求されるのは非常に困ります。ここの申入書に書いてあるとおりでございます。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** あとね、これ、後で出てくるんか知りませんが、質問の中で、今度の、委員長、質問する中で出てくるんかもわかりませんが、さきに、この状態は、この申入書に書いてあるように、吉川市長から申入れがあったというのは言うたはるわけですよ。そやけど、これの判断をするのにね、この通帳の名義人は新村区長ですよ。その新村区長の名義になってるんですよ、これ。これ、吉川市長から幾ら申入れをされたからいうても、新村区長の名義になってしもてるんですよ、この通帳。それを歳計外で、事務局でいろいろ検討して、それで公金と思われるっていうんか、公金と判断してないのか知らんけれども、葛城市に帰属する性格のお金やと判断されたから歳計外に入れられたんやろうけれども、いや、難儀してると、これがどうなるかわからんかったら、きっちりと通帳と、これ、印鑑、1月30日に、これ、新村、本来の印鑑と違うやつで、これ、偽造された印鑑でこれやってはるんやけれども、その印鑑も含めて、通帳で預かるという方法を何でとられへんだんですか。これ、はっきりと、吉川市長の、これ、名義じゃないんですよ。何で、これ、そういうふうなことを、どういう判断されたんですか、これ。新村区長名義の通帳ですよ。

**阿古証人** 何を答えたらいいんですか。

**西川委員** 何で人の名義のものを歳計外で入れたんですか。

**阿古証人** ここに書いておられます。これ、文書、申入書をお持ちなんですよ。

西川委員 持ってるよ。

阿古証人 持って、そこに書いておられる文書もごらんになってるんですよね。

西川委員 持ってるよ。

阿古証人 その中で、吉川元町長が書いておられるのは、「奈良県農協忍海支店、新村区長名義の口座において管理しており、金額は1億8,185万1,728円となっております。」と、ここに明記をされております。ですから、これは、確かに名義は区長名ですけども、この申入書の全文を見ますと、その1億8,185万1,728円というのは、この申入書に書かれている、本来でしたら、会計処理がされてない、引き継いでこられたお金であるということを明記されておりますので、そのお金については、この口座に、葛城市の会計管理者の名義のところに振り込んでくださいという通帳ですね、2月の4、5日後ですから、4日か5日か出したと思います。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 委員長、これ、僕の質問に答えてないですよ。他人名義ですよ、これ。吉川市長の名義じゃないんですよ。ほんで、ここに、言われるように、そしたら、先ほども僕は、岡本議員から、今、議員になったはるけれども、何でそのことについて相談なかったんですかって聞いてんのは、ここに、岡本吉司氏が、奈良県農協忍海支店の新村区長名義で、岡本吉司が管理しておりますと、こう書いてある。まして、名義は新村区長ですよ。何でそんな判断になるんですか。今、このお金が何で忍海農協へ移ったかいうことを私らはやってるわけですよ。ましてや、はっきりと、こんな区長名義、吉川市長名義じゃないんですよ。そんなことを普通できませんやろう、人の名義の通帳を。人の名義の通帳を勝手に、これ、預かれるんですか。何でこういう判断に至ったかいうことをさっきから聞いてるねん。人の名義ですよ。新村区長の名義ですよ、これ。新村区長がこれ預かってくれいうて市長に、聞きますよ。市長に新村区長が、当時の新村区長が、面談なり、申込みなり、あったんですか、これ。

阿古証人 何を質問されてるのか、よくわかりません。

西川委員 あったんですかって聞いてるんや。

藤井本委員長 ちょっとお待ちください。

西川委員、今の質問はですね、確かに新村区長名義であったお金です。新村区長または新村区からですね、預かってくれというお話は別途あったのでしょうか、という質問でいいですか。

西川委員 そうや。

阿古証人 ありません。

藤井本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 これまでの委員が質問しました質問も含めましてですね、私なりに確認をもう1回させていただきます。

市長は、今、申入書を吉川元町長から預かったと。申入書を見た中で、ここに書いてる文

面の中を全て書かれてる内容は吉川義彦さんからの報告で、これについて非常に重い話であり、気の毒であろうという、そういった、これを最終的に申入書として持ってこられた吉川元市長に対して、非常に気の毒な様子をですね、いろいろと伺って、もちろん申入書の中に入れて、この内容について、また管理については、ほかの方が使って、管理してたり、今の言う、新村区長の名義であったりということは、もちろんこの中に書いていても、吉川さんがこれを預かってくれという、この内容のみについて、これは、市長、今になってはいろんなあとの証人の話はあるんですけども、その時点では、全てこの申入書の内容が、非常に、今、宙に浮いたこのお金をうちは預かるべきやというふうに、公金性の高いものだというふうに判断して預かれたというふうに私なりには推察をするんですけども、今言われた個々の問題をですね、その時点で調べなあかんなど、これはやっぱり重たい、非常に、事件性に発生するかどうかというのは、それはわかりませんが、いろんな疑心暗鬼の中で預かったということに対して、市長はどんなふうに、いや、何かこれちょっと問題あるの違うかなとか、そういったことを感じられたのですか、感じなかったんですかって、そこだけちょっと確認をさせていただきます。

**阿古証人** 行政としての判断は間違いがないと私は思っております。この申入書の文書に書かれてるのを私が読み上げるというのはちょっとあれなんですけど、読み上げます。吉川元新庄町長は、こう書かれてます。「ここで、旧新庄町において、相当以前から、本来、地方公共団体によって指定された金融機関において管理されるべきと思われる金員の一部について、歴代の収入役等が金融機関に個人名義の口座を開設し、預入する方法によって管理がなされておりました。」と書かれております。ですから、これは、その可能性についてやはり考えるべきものであるという苦渋の決断をいたしました。ですので、これは、今現在、葛城市でございますので、葛城市として、まずは資金保全をすべきであろうという結論に至ったということです。

以上です。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 今、2年がたとうとしている百条委員会の証言がたくさんございます。私は、今、確認しとかなあかんのは、この申入書があった時点ではまだ何もわからない。議会が百条委員会に準備をしていく協議会を2回もやっていることも市長は知らなかったとおっしゃっておられます。そんな中で、吉川義彦さんのこの申入書を全て、義彦さんの元市長としての立場を受けて、阿古市長はですね、いろんなことはこれから調べていかなあかんのかなとか、これについて解明していかなあかんのかなというような思いをですね、少しお持ちだったのかどうか。そして、この申入書の、とりあえず吉川義彦さんのこの申入書の書かれたとおりの、いろんな事情があったんだなど。ここについてね、今、委員がね、いろいろと質問していることは、非常に個々のね、問題性があるところについて指摘をしています。ただ、市長はですね、そのときにはそこには至らなかったのかどうか。非常に難しい問題かも、でも、今に至って、これは調べとかなあかんかったかなということも含めてですね、その時点では何も思わないで、この申入書のとおり、これは公共性の高いお金やなどと思って受け入れたんだというふう



にお答えになるのか。それとも、今に至っては、これはなかなか市としても調べていかなあかんかった、百条委員会はあっても、僕は、安易に受け取ったということに対して、問題はちょっとあったかなと思われてるのか。そのあたりをですね、これも受け入れられた時点では、やっぱりこのままのこの文書で非常に問題な部分がいっぱいあります。私的な目的に費消したことはないとかですね、この金員の中から折々支出を行ったことがあるとか、そういったね、非常に、我々が今追及してる部分にきちっとひっかかる部分があるんですよ。これだけ詳細に書かれてる文章があってですね、はいはい、葛城市預かりますと。苦渋の選択をされたっていうその苦渋という部分は、やっぱりそういった、これからしっかり調べていこかというふうにお思いになられたのですか。ちょっとそこらも含めてですね、この申入書を受けられたときの心境をね、心境っていうたら漠然とになりますけれども、市長のちょっと所見を伺いたいんですけれども。

**阿古証人** 先ほどからね、何度も同じことを申し上げてると思うんです。ということは、同じような質問されてるように思います。この時点でこの文書をいただきました。その文書を見ながら、これは、過去の首長として、その地域ですね、最大の責任者である方が申し入れられた、その内容については非常に重いものであるという認識を持ちました。その中で、まずは資金保全をすべきであるという判断に立ってお預かりしたということです。

以上です。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

西井副委員長。

**西井副委員長** 先ほどから答弁を聞かしてもらいますと、申入書が歴代の中から、裏金の可能性が高いという判断で歳計外に入金されたというふうな答弁を確認させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

**阿古証人** 裏金という表現、私、一回も使ったことありません。同じことを何度も申し上げるのはもう嫌ですので、先ほど申し上げた表現であるということを理解していただきたいと思います。以上です。

**藤井本委員長** 西井委員。

**西井副委員長** 不適切な事務処理の中で残ってきたお金と。これ、本来、市長としての立場で聞きますが、行政でね、会計運営というのは、基本的に未処理金の形で金を残すようなことがあっては、法的に可能ですか。

**阿古証人** これ、また関係ない話ですんで、何か答弁することが必要なんですか、これは。

**西井副委員長** 未処理金のお金を預かっておられた方から、そのお金を歳計外に入れたと。それが未処理金のお金やろうと、ほとんど市に属するお金やという判断で保全のために預かったんやったら、それ自身のもとの元祖が、地方公共団体でそういうお金ができてはならないお金じゃないわけですか。今現在もこういう未処理金つくったはりますんか、市長として。こういうお金をつくったらあかんお金を預かった時点で、預かるのと並行で実際調査すべきではなかったんじゃないかなと思っておりますが、いかがですか。

**阿古証人** 質問のちょっと趣旨を、ちょっとはっきりとおっしゃっていただけませんか。ちょっと理

解がしにくい部分がありますので。

**藤井本委員長** 今の質問も、後ほどですね、総括のところでお尋ねいただくようにします。

ほかにございませんでしょうか。

内野委員。

**内野委員** お忙しい中ありがとうございます。

1つだけ、ちょっと先ほど市長の方からね、今回、この未処理金を受け取られたことをる説明いただいているんですけども、その中で、法的手続をとられて資金保全に至ったということをお聞きいたしました。その中で、法的手続っていう部分のところで、どのような法的手続かっているようなことを聞かせていただけたらなと思いますので。

**阿古証人** 法的手続とは言ってないと思います。行政としてどのようなやり方でその資金保全ができるのかということ、弁護士も含めて法律的に問題がないやり方を模索したということで、法的手続という表現を私はした記憶はないんですけど、もしそれをしてるとしたら、その部分は訂正してください。法的手続というのは言ってないと思うんです。法律的な問題がないやり方といいますか、を探しなさいという指示をしたという話をしたと思います。

**藤井本委員長** いいですか。

内野委員。

**内野委員** 先ほどそのようにおっしゃったように私は聞いたので、確認をさせていただいた次第でございます。

**藤井本委員長** それに近いものが次の質問の中にも含まれると思いますので、再度そのときにお聞きください。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようですので、補足質問として私、委員長の方から1点お尋ねをいたしたいというふうに思います。

今、阿古市長のお話を聞いてると、まず話だけではなくですね、こういった申入書というきちとした手続をとられたということでございます。このとおりだという証言が続いておるところでございますけども、この中でですね、先ほどもちらっと言葉には出ておりましたが、私的な目的なところに使っていないと。いわゆる新庄町また葛城市の事務のために、いわゆる町のために使ってきたお金ですと、このような文面が残されているところであります。こういう文面を見ると、受け取った者としてですね、どのようなものに使われたのかと。いわゆる、これに関係する文書を受け取ったときの質問というんですか、話の中で、この部分について何かお聞きになられたことはあるでしょうか。

**阿古証人** ありません。

**藤井本委員長** それでは、ただいまの申入書の提出に関する事項に対する補足尋問を、失礼しました。

尋問は終わりました。ないようですので、次に、未処理金の受入れの意思決定までに関する事項についてお尋ねをいたします。

この対応について、市議会の意見は聞かれましたか。

阿古証人 聞いておりません。

藤井本委員長 市議会議員、どなたでも結構ですけども、誰かにご相談をされましたか。

阿古証人 相談はしておりません。

藤井本委員長 これも確認になります。平成30年2月5日、未処理金を葛城市の歳入歳出外現金として受入れましたね。

阿古証人 2月5日ですか。日付、ちょっと私は断定することはできませんが、1月30日に申入書を受け取って4、5日後やったと記憶しておりますので、それぐらいの日数やと思いますけども、それを、たしか吉川元新庄町長に振込口座をですね、お知らせしたというのが5日であったと思います。ですから、入金があったかなかったかという記憶は、私の中ではありませんが、入金はされているという具合に理解はしております。

藤井本委員長 この入金をされたわけですけども、この時点では葛城市議会として相談もされてないわけですが、いわゆる百条委員会を設置しようという動きがあった直前のお話でございます。市議会がこれの調査に乗り出すということは、ご認識としてございましたでしょうか。

阿古証人 百条委員会を設置するための臨時議会の招集を頼まれたという記憶はあります。

藤井本委員長 頼まれた記憶ということで、百条委員会を設置する臨時議会が開かれる、いわゆる百条委員会を設置するというご認識はあったということですね。

阿古証人 どのタイミングで設置のための臨時議会をとという話があったかというのは、その日数ってというのは、私の中では明確ではありません。

藤井本委員長 次、行きます。

地方自治法235条の4第2項では、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」と、このように規定されています。あなたは、いかなる法律または政令の規定によるものとして、未処理金を保管できると判断をされたのか。依拠した法律または政令を具体的に指摘して、ご回答してください。

阿古証人 資料の持込みを認めておられませんので、記憶の中で、その条例のですね、法律のどの部分であるとか、何条の何項であるとかいうようなその部分というのは、記憶の中では表現することができません。そのことについては、先ほど副委員長がちょっと質問された一般質問の中で、理事者サイドの副市長が答弁をしたという記憶がございます。

以上でございます。

藤井本委員長 質問をさせてもらいますので、今、資料を確認をしていただいております。少々お待ちください。

阿古証人 これ、読むだけの時間はいただけるんですか。

藤井本委員長 質問の方から先にさせていただきたいです。

阿古証人 そうですか。

藤井本委員長 葛城市が、今問題となっておりますこの未処理金を歳計外預金として保管をしたというのが、今ずっとここまで話をしてきたところでございます。それについてご答弁くださいというのを文書で出させていただいたわけですから、その回答がですね、昨年の11月にいた

いておるわけですけども、その回答が令和元年6月議会、昨年の6月議会の、6月20日の西井議員の一般質問に対する答弁においてお答えをしておりますと、こういう回答が市から百条委員会の方に回答されております。お聞きしたいのは、どの部分をもってですね、法的根拠ということなのかですね、お示しをいただきたいと、このように思います。

**阿古証人** じゃあ、副市長の答弁を全部読み上げたらよろしいんですか。

**藤井本委員長** その該当部分をですね、読み上げていただいたら結構でございます。

**阿古証人** じゃあ、ちょっと時間いただけますか。筆記用具をいただけます、抜き出すための。

まずお答えしないといけないのは、その5日間の中で、先ほども申しあげましたけども、これは資金保全をすべきである。その中で、法律上問題のない預かり方があるのかないのか、その辺を事務方に指示をいたしました。その中の結論が、当然のことながら、弁護士にも相談したとは聞いておりますが、歳計外で預かることが適切であろうという事務方の判断が出てきました。それで、私の方が最終的にその判断を採用したというわけでございます。結論から言いますと、以上です。ですから、あとは、その当時、事務方がどのような法律に照らし合わせて、どのような結論を導き出してきたのかということが、多分この6月議会の副市長の答弁の中でうたわれてるのかなと思います。ただですね、これは答弁書いておりますのでね、これをあえて私が読み上げるという必要があるのかないのかということやと思います。ですから、この答弁で不足であるとおっしゃるのであれば、それは具体的な質問として、その項目だけ取り上げていただきたいと思います。

以上です。

**藤井本委員長** その項目だけ取り上げてつもりです。市側から百条委員会に回答された部分がですね、具体的に明記されず、西井議員の一般質問の中での回答どおりという回答が、市から具体的に示されずですね、回答どおりというものが私どもの方に送付されたわけです。今お聞きしてるのは、先ほど西井委員からもございましたけども、いわゆる、何をもって預かったのかという部分ですね。ここで、先ほど阿古市長ですね、ちょっと確認するのに時間が必要であろうかというお話もございました。そもそも市当局から百条委員会に回答された部分が間違いであるかどうか、正しいかどうかというところが入るわけですけども。

**阿古証人** 預かったことが間違いであるかどうかを審議されるんですか。

**藤井本委員長** その中で、どの部分が該当するのかということ、先ほどおっしゃったように、休憩をとりしたいと思います。

**西川委員** 休憩とるの。

**藤井本委員長** 時間が必要とおっしゃったので、少し。

**西川委員** 休憩とるのやったら、先に俺、質問させて、ほかの。

**藤井本委員長** 一般質問の中での答弁どおりというような回答をいただいておりますので、もう一度言います。その答弁の中のどの部分ですかという質問でございますので、ご理解賜りたいというふうに思います。お時間必要というご希望もございましたので、これを認めたいと思います。約10分程度休憩をとらせていただきます。35分に再開をいたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時24分

再 開 午前11時35分

**藤井本委員長** 休憩前に引き続き、進めます。

先ほどの質問につき、証言を求めます。

**阿古証人** それでは、令和元年度第2回葛城市議会定例会会議録第3日目の一般質問の部分のところを読み上げさせていただきます。

西井議員からのご質問の中で、松山副市長の答弁の部分でございます。これにつきましては、もともと吉川義彦旧新庄町長でありまして、元葛城市長……。

**藤井本委員長** 済みません。ページ数だけ言っていただいて。

**阿古証人** 129ページです。読みましょうか。それとも、もう各委員がお持ちでしたら、ページ数の何行目からってという表現に変えましょうか。

**藤井本委員長** はい。持っておりますので、ページ数のこの部分と、ここからここまでと。

**阿古証人** 129ページの下から10行目、「これにつきましては、もともと吉川義彦旧新庄町長でありまして」の部分から、次のページ、130ページの上の部分から16行までの「以上でございます。」の上の部分でございます。

**藤井本委員長** 今、その会議録をお持ちですので、確認をさせていただきたいと思います。今、129から130ページの会議録の中での答弁がそれに該当すると、こういう証言でございます。確認をさせていただきたいんですけども、その2ページ後、132ページの松山副市長のですね、ご答弁の真ん中より少し下ですね。「それから、地方自治法の第235条の4第2項の件でございますが、」この部分は。

**阿古証人** これは、再度の質問に対しての副市長の答弁であったように記憶しております。あくまでそれは再質問に対する答弁でありますので、根本的な文章といいますのは130ページの上から、今見ました行数「以上でございます。」の部分が本来の部分でございます。

**藤井本委員長** それでは、ただいまの未処理金の受入れの意思決定までに関することに対する補足尋問を行います。

何かございませんか。

西川委員。

**西川委員** この中で(19)番について、既に僕がお聞きしたということで、委員長の方からは、これ、市長にお尋ねなかったんですけどね、未処理金の口座名義人である新村区長からは、葛城市に対して、葛城市で預かってほしいという申入れはありませんでしたかっていうことは、市長はさっき、ありませんと、こういうふうにご答弁された。それでですね、また1個1個いうことになるのか知りませんが、そうすると、この受入れに際して、行政側は事務処理の中で法律上問題があるかどうかを検討したと。それで、事務職っていうか、そういう人は弁護士にも相談したんやろうというふうに思うと、こういうお尋ねですけれども、はっきりと、これは、幾ら大きな責任があった吉川元町長であっても、この名義人が新村区長であるということは、はっきりとこの申入書の中でうたわれてる、書かれてるわけですから、振込でされようがどうされようが、これは本人確認が必要やという判断を市長はされなかったんです

か。されて、連絡されましたか。

**阿古証人** 旧新庄町のね、時代にどういふふうな現金管理をされたのか、私は存じ上げません。存じ上げませんが、その当時の足高町政から藤井本町政、吉川町政の中で発生してきたお金であるということ、最初ですね、新庄町の町長のお口からお聞きして、申入書まで出された。そのことを深く受けとめて、お受けするという中で、法律的に、行政上の法律上として問題ない受け方があるのかなのかということ、どこで受けれるのかということ、を判断するに当たって、したということでありまして、旧町時代からどのような現金管理をされてたか、それがどの口座にあって、どのようなという部分について、法律上どうのこうのという判断は、実はしておりません。ですから、その当時の旧町長時代、変遷はするんでしようけども、その管理について法律上問題があるのかなのかというように精査をですね、して、お受けするところを歳計外にしましたという結論ではないということです。

以上です。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** ちょっと、何かいろいろしゃべったはるけど、聞いてることに答えてもうてないやん。

**阿古証人** 答えてます。

**西川委員** 答えてもうてないよ。はっきりと新村区長名義の口座で管理してると。これ、申入書は市長見られてるんですやん。そしたら、この本人に確認するというのは普通ですやろう、これ。何ぼ元町長であろう、何であろう、その人の名義ではないんやから。今おっしゃったようなことよりも、単純に、この人の名義やから問合せをする。よしんば、聞く、来ていただく、そして確認をする。これは普通のことと違うんですか。なぜされなかつたんですか。されたんですか。されなかつたんですか。

**阿古証人** 申入書に書いてあるとおりでございます。吉川元新庄町長が、このような管理の中で、今現在、1億8,185万1,728円を管理しておると。その口座については、確かに個人名が書かれておりますが、少なくとも管理をしてるというその責任は、旧新庄町の町長である吉川氏でありますので、吉川氏からの申入れということは、そのまま私は受け取っておるということです。

**藤井本委員長** 西川委員ですね、ちょっと確認したいんですけども、西川委員の質問はですね、いわゆる新村名義になってたと。名義預金者は新村名義であると。それと真の預金者は誰なのかという確認をちゃんとされたのかという。

**西川委員** 違う、違う。

**藤井本委員長** それですね、振り込みをされて、新村の通帳を出されて、葛城市の方に振り込みされた。その中で、新村区長の振り込み意思確認はできているのかということだと思っておりますが、そういう質問でよろしいでしょうか。ちょっと端的にお願いしたいと思います。

**西川委員** 端的に言うてるやんか。何でせえへんねやと。趣旨を言えいうのなら、この本人名義のお金で、それで確認もしてない、来てもうてもおらへん、申込みもありませんでしたって言うたはるわけですやん。これ、はっきりと新村の区長、ここで証言してもうてるんですけどね、これ、はっきりと、私の知らんうちにこんな、こういうことを申入れで、葛城市、歳

計外へ入れたんやと。これ、名義人はわしの名義やと。こんなん返してもらわなあかんがな。こんなん新村区に返してもらわなあかんお金やんかと。これ、確認をしといたんかいうのは、そこがあるさかいに聞いてるんや。こんなん、確認もしてない、問合せもしてない、名義人は新村区長、その当時の、新村区のお金。これは、当初は、これは何かの補助金か何かでもうたんかなと思うてたって言うたはるんですよ、証言で。何かの補助金。これ、確認もしてなかって、これ、いや、新村区のお金や、これ、新村区の財産や。葛城市、返してくれやっと言うてきはったとき、どう対応するんですか、これ。そやから聞いてるんや。

**藤井本委員長** 再度確認をしたかどうかということについて、もう一度、ご証言ください。

**阿古証人** 確認はしておりません。先ほども申し上げてるとおりでございます。申入書に書いております。

**藤井本委員長** 以上で結構でございます。

ほかにございませんか。

杉本委員。

**杉本委員** 預かった経緯とか、そういうのはちょっとわかりましたんですけども、まだ、これ、どんなお金か、未処理金などでどんなお金かわからないお金でも、歳計外といっても市の中に入るんですけども、これは、歳計外でもいろんな種類があると思うんですよね、受け入れる種類でも。これはどこに、どれに当たって受け入れてはるんですかね。

**阿古証人** 種類というのは、何を指して種類っていうんですか。

**藤井本委員長** 杉本委員。

**杉本委員** 歳計外でも、受け入れる種類、保険金だの預り金だのいろいろ項目が分かれてると思うんですけども、それをどれに当たって入って、いろいろ、なかったら、ただ受け入れるということは多分できへんと思うんですけども、それはどこかに当てはまってるのかっていうのを聞きしたいんです。

**阿古証人** 歳計外で預かっているということ自身以外に、歳計外現金で預かっているということ以外に私の方では把握をしておりません。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

川村委員。

**川村委員** 確認させていただきます。今、17番と18番の設問でございますが、この対応について市議会の意見は聞いたか。また、市議会議員に対応を相談したかという点でございますが、相談していない、また意見も聞いていないというお答えでございました。この申入書の中にですね、岡本吉司氏が管理をしていると、新村通帳名義で管理をしているということがうたわれております。今、この話が発覚した折には岡本吉司氏は市議会議員でございます。この問題をですね、市議会に相談をしたり、このことを報告したりということ、なぜされなかったんでしょうか。

**阿古証人** これね、物すごくね、ものっていうか、内容が重い内容です。これ、過去の、2町が合併して、今、葛城市になってますけどね、新庄町の時代の非常に大きな問題です。その問題を、例えばですね、軽々にどなたかに相談してとか、行政内部の中でも、これは極秘裏にどうい

う手続をとるべきなのか、どういう対応すべきなのかということは考察かけました。その中で、それを議会の中に広げて相談をかけるということは、行政と議会という組織の中を考えますと、その構図からはあり得ない話になってしまいます。ですから、まず行政としてどのような判断を下すべきなのかということを最優先にして、その中で議会に相談をかけるというその手続は踏まないです。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 歳計現金のみは議会が審議できるというふうにご判断をなさって、歳計外についてはご判断なされないと、市議会は関係ないというふうに思われたのか、再度確認させていただきます。

**阿古証人** 議会として、その審議内容をどうのこうのおっしゃるのはわかるんですけど、通常、審議かける場合ですと、一般会計かけますね。それは、歳計外はその審議対象には基本的にはないんです。ですから、一般会計の中で単年度予算の審議をお願いするということが通常でございます。ですから、歳計外、いろんなお金が通っていくわけなんですけども、その部分については、審議対象になるのかならないのかっていったら、過去においてそれが審議対象になったという記憶は、私の中では、私の議員経験の中でもないです。

以上です。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 私の2問目の質問の、岡本議員が、岡本氏が議員であるというところに、市議会の審議は、歳計外はもう対象にならないということの、今ご答弁でございましたが、この内容については、非常に重い内容の中で1億8,000万円ものお金を管理された岡本氏に対して、市長は、全くこれについてお問合せをなされたか、なされてないのかだけお答えください。

**阿古証人** しておりません。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 続いてしたらよかったです、なぜされなかったんでしょうか。

**阿古証人** あくまで、どういうお金か、これはまだ確定できませんが、その責任者は、吉川元町長である。歴代の町長が各責任を持って管理をされてきたお金であるという認識でございます。以上でございます。

**藤井本委員長** ほかにございせんか。

谷原委員。

**谷原委員** 市長、ご苦労さまです。

幾つかですね、質問させていただきます。1つは、最初に申し上げておきますけども、お金の保全という問題につきましてはですね、この未処理金のことが、元新庄町の収入役の生野名興さんから、実際にですね、こういうお金があると。それは、元市長、吉川市長を含めて4人で管理してて、このお金をですね、何とかしたいということの中でこの問題が出てまいりました。そのときにですね、議会としては、実際そういうものがあるのかどうか、まず、そういう通帳があるのかどうか。まずそのことをきちっと確認しながら進めていこうということで、実際に吉川元市長も議会の方に来られましてですね、こういうお金があるというこ



とで申されました。そのときに申入れもあったと思いますが、要は、お金をどう保全するかというのは、そのとき議会でも問題になっております。供託にすべきだというふうな判断もあり得たけれども、議会としてはなかなか結論出せないまま来たわけですが、その中で、吉川元市長の方が、預かるという、預かってほしいということで市の方に申し入れられたんだろうという経緯だと思います。実際に私自身も、これだけの個人が1億8,000万円も何らかの形で、不透明なですね、お金を預かっていることについては、これが公に世間になりましたから、この資金については、ぜひですね、保全をしていくという考えは、私は当然だろうと思います。ただ、問題はですね、これをどう保全するかという保全のあり方なんです。それについてお聞きしたいと思うんです。

1つ、歳計外現金会計で預かられているということですがけれども、歳計外の現金会計というのは、これは、公金の扱いをする、公金としての扱いをする会計でありますよね。これについてお聞きします。確認したいと思います。

**阿古証人** これがね、非常に微妙な問題なんですけどね、これは、今言うてる、預かるときに、実は内部では議論になった一番のところなんです、本当のことを申し上げますとね。ただですね、通常の法律の読み下しの中では、実は、これとこれとという項目は、実は上がってるんですけども、その項目にないものを、実は預かってはいけないというところはないんですよ。その辺が、実は法律上、どう解釈、そしゃくするかということです。ですから、預かるところに前提として判断を入れたのは、これは、先ほど申し上げましたように、過去において、本来でしたら公金的な会計事務処理をされるべきお金である可能性が高かったということ。それと、過去の歴代の町長がですね、引き継いでこられたお金を、最後の町長としての方が行政の方にその旨を伝えてこられた。ですから、これは、私個人では預かるのではなくて、これは葛城市として、いずれ公金にですね、どの手続で戻せるのかということ、実は預かるときには、次のステップとしてどういう手続で公金、一般会計の方にですね、戻せるのかという、実は、議論もその中ではしてきたんです。ですから、どのタイミングでどういう手続であれば一般会計の方に戻せるのかという、そのためのワンステップ前段の資金の預かり方であるという判断のもとに歳計外で預かったということなんです。そのことについては法律上いろんな解釈があると思います。あると思いますが、弁護士とも相談したというのは、実はその部分でございまして、法律上いろんな解釈がある中で、それは認められるでしょうという意見をいただきましたので、そういうお預かり方をしたということです。

以上です。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 歳計外現金というのは、今おっしゃったように、ある意味では公金としてのですね、事務処理をやる場所ですよ。それで、じゃあ、公金かどうかまだわからない。つまり、これは、吉川元市長の申入書の中でも、恐らくそういうことの中から発生した可能性があるであろうということで、これは今、百条でずっと調べていってるわけですがけれども、公金から具体的に横領されたり詐取された具体的な事実はですね、なかなか確証できない。昔のことですからね。そういう状態にある。つまりですね、公金としての扱いを受けてこないお金が1

億8,000万円余りずっと引き継がれてきた。これは表に出ないですよ、公金としての扱いを受けてないんだから。普通公金というのは、ちゃんと収入するときは調定という手続をとり、納付通知を出し、納付命令を出し、文書に残っていきます、全てね。出すときも全て支出の負担行為の伺いを書き、支出伺いを書き、命令を出し、全文書残っていく。これは公金のお金の管理ですが、それがなく、ずっと裏に回ってしまった。それは個人ですよ。だから、ここに吉川元市長が書かれてるように、個人口座に移ってしまったんですね。それが変遷としてきて、それをですね、最終的に葛城市が受け入れるということですが、歳計外現金の性質についてもう一つ聞きます。

歳計外現金と歳計会計現金の違い、これは何なんですか。手続はですね、公金としての扱いの手続をしましょうということですが、なぜ2つに分けてるのか。それについて伺います。

**阿古証人** その部分で議論をするんですか。別に、これ、法律的解釈はええから、事務方の方にさす方が僕はいいのかなと思います。それは、確かに私が決裁しますんで、最終決断を下すわけなんですけども、その事務手続について、やはりプロっていうのはやっぱり事務方なんですよ。ですから、そちらの方に説明さす方が正しい説明の仕方ができると思います。

**藤井本委員長** 谷原委員。

**谷原委員** 歳計外現金と歳計現金の大きな違いはですね、そのお金が市に帰属するか、しないかなんですよ。そういう理解でね、いくと、歳計外で預かったということは、このお金はですね、当座、すぐですね、歳計現金に入るものではなくて、歳計外現金ですから、市の帰属に属すかどうかわからないようなお金だから歳計外現金に入れたというふうな判断であったんでしょうか。

**阿古証人** 最終的にですね、行政として、それを公金としてね、どう受けられる手続があるのかというその手続を見つけ出す作業を、実はやり出してたと申し上げたんですけども、その手続を踏んで初めて歳計現金に変わるわけなんですね。ですから、それまでの間、歳計外に置いておくという判断での歳計外現金ということです。ですから、いずれ新庄町の時代の現金がですね、葛城市としての公金としてですね、戻せるその手続を踏むんだという意味のもとに、歳計外で置いているということです。

**藤井本委員長** ほかに。

西川委員。

**西川委員** 先ほどね、19番のことでお伺いして、僕がお尋ねをしたことになってないから、お答えをいただけてないのかもわかりませんが、質問になってないから答えてもらってないのかなと思いますけれども、新村区長名義で預金されてる、普通口座で。これは、はっきりと通帳に名前が出てるわけですから、そして、ここでもうたわれてるわけですから、本来は名義人にきちっと確認する。本当に市長は慎重で、物すごうそういうふうなことにはたけた方やのに、ここがやっぱり落ちてると違うかと僕は思うんでね、それで、なぜせえへんだんかっていうことが1つと、また2つ言うたらあれか知らんけれども、先ほど言いましたように、新村区長そのものは、こういう性質のお金やから、今さらうちの財産やいうて、区長

はそんなことを言わはるとは思いませんけれども、しかし、新村区の財産として一旦受け入れた場合は、いろんな方がおって、これ、はっきり裁判でも訴えてきはるかわかんわけですよ、これ。それで、市長を僕、これ、責めてるんじゃない。市長と百条委員会の立場は、はっきりして同じ方向を向いてると思うんです。市長は、この未処理金が旧新庄町で積み上がってきた経緯なんていうのは、僕もそう言われるまで知らなかったし、まして阿古市長が知らんのは、僕は了解してますよ、そんなんは。しかしね、このお金は既に使われてるし、それを取り戻さないかんし、そして、今、市長がおっしゃるように、歳計外で預かって、その金はいずれは葛城市に帰属するという形に持っていこうとして、今、百条委員会は物すごく苦労してるわけですよ。それは何でかいうと、証人で呼んだ方は、これは公金じゃないんやとおっしゃってるから。公金でないというものを、葛城市がどういう判断を、今、市長はいろいろとお述べになったけれども、そういう判断に至って、そして、今言うたように、そういう訴えが起こったときに、この手続、やっぱり本人確認をすべきやったというふうに、これはやっぱりしとくべきやったというふうに思うたはるんですか。そういうことになりかねんというふうな判断はなかったんですか。

**藤井本委員長** 今の質問、2点あるかと思いますが。要約して私の方から質問させていただきます。

先ほどからあるように、名義は新村名義でございました。確認しなかったという証言はされましたので、それは皆理解したところであります。1つ目は、なぜ確認をしなかったのかということをお答えいただきたいと、このように思います。

2点目はですね。

**阿古証人** メモをとってよろしいですか。本来いけないっておっしゃったんやけど、2つの質問されるということであれば、メモをとりたいと思いますけど、よろしいですか。

**藤井本委員長** 1つずつ行きましょうか。

**阿古証人** 済みません。1つ目、もう1回お願いします。

**藤井本委員長** 新村区、いわゆる預金名義人さんの確認をとらなかったという説明、ご証言はいただきました。今、西川委員がお尋ねになってるのは、今後のために、なぜ、その確認をとらなかったのかという質問です。なぜ確認をとらなかったのかということについてご証言ください。1つ目。

2つ目は、今あったように、名義人である新村区の区長さん、ここに証人としても来ていただいているわけです。もし、これは新村区のものに一旦なったんやから返してくださいと、こういう訴えがあった場合、どのように対応をされますか、の2点でございませう。西川委員、それでよろしいですか。

**西川委員** はい。

**阿古証人** 先ほど申し上げましたように、確認はしておりません。このお金がどういうお金かわかりませんが、これは、うわさの話はね、絶対してはいけないんですよ。足高町長時分から、多分お金であるであろうということであると思うんですけども、足高町長時代に、じゃあ、どなたのね、口座名義でお預かりになってたのか。それから、藤井本町長時代にどなたの口座名義でお預かりになっていたのか。吉川町長時代にどの口座名義でお預かりになって

いたのか。それは、実は関係ない話なんです。そうではなくて、町政の最終的な責任者ですね、口座名ではなくて、その責任者が管理をしているということが明白であるから、それはどなたの口座であったか、実は関係ない、確認はしてませんというところに通じるんですけども、じゃあ、それをね、過去においてその口座名がわからなければ、それをお預かりできないのかといえば、私はそうではないと思います。それが、そのときの長たる者の責任で管理されたのであれば、町の責任でそれを、例えば、その帰属を葛城市の方というお話であれば、それは口座名義がどなたであれ関係ないと私は考えております。

以上です。

**藤井本委員長** 2点目についてはどうでしょうか。

**阿古証人** 実際には名義人が、新村区長がですね、これは私のお金ですので返してくださいとおっしゃったということなんです。その判断は、私にはちょっと、また弁護士と相談しないと、どうやという結論は出ないと思ってます。

以上です。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** ちょっと認識として市長にお尋ねしたいんですが、先ほどから足高町長とか、いろんな歴代のお名前を挙げておられますけれども、そのときはですよ、ここで本来はって書いてある、管理されてると、「歴代の収入役等が金融機関に個人名義の口座を開設し、これ、預入をする方によって管理された。」と、こういうふうなことを書いておられますけれども、生野さんいわくはですよ、個人名義にしたのは平成16年、こういうふうにはっきりおっしゃってるんです。平成16年にやったと。それ以前はどういう処理をされてたかは知りませんが、20年に、それまでは、20年までは旧新庄町、そして葛城市のお金として管理されてたんです。これははっきりしてるんです。葛城市のお金として管理されてた。市の金として、町の金として。それで、僕が今お尋ねしてるのは、20年の12月の11日に、そのお金が新村区長名義に移されたんです。忍海農協に南都銀行から。その時点で新村区の財産になったんです。それまでは新庄町、葛城市のお金だったんです。それが20年の12月11日に他店券、これは南都銀行の小切手です。それが忍海農協に新村区長名義で移ったんです。そのお金は、移った時点で、どうして移ったかは今やってますけども、百条委員会で、その移ったお金が新村区長名義になってるんですよ。それを市長が預かれたんですよ。そやから、その時点ではっきりとそういうふうに移されてるんですよ、個人名義に。それを、どういういきさつかわかりませんが、事実、新村区長名義の通帳なんです、名義人は。それ以前のときは、葛城市のお金が、そういうふうなお金のやつを、勝手に持ったはるやつを、こういうふうにはっきりと市長が預かっただって言わはるのやったら僕はわかりますけれども、その時点で預かったお金を、何でこれをはっきりとその時点で、その大字名義になってるっていうのをわかって、何で今みたいな、いや、葛城市のお金やと、前々から市長がこうやった、ああやったって、知らん言うけど、よう知ったはるわけや。そういうふうなお金やさかい預かっただって言うたはるけれども、そこに、この12月の11日時点でころっと変わってるんですよ、これ。そのお金をここで、そこんところを踏まえて、それを市長知らんかった言うんやったら、知らん

かったさかい、こういう答弁してんねん言わはんのやったら、証言してんねんって言わはんのやったら、そうか知らんけれども、その時点で完全に移ってるんです。それをそういう判断をしてええんですか。今おっしゃったようなことをするのであれば、名義人にきちっとやとくべきじゃなかったんですか。了解をもうて、呼んで、きちっと処理をしとくことぐらい、市長やったらようわかってたと思いますよ、こんなこと、単純なことやから。それを何でされなかったんですかということ聞いてたわけですよ。ずっとそういういきさつを聞いてるのと違う。ここでもう変わってるんです。そういうことです、委員長。

**藤井本委員長** はい。今の質問も私なりに要約をさせていただきますとですね、阿古市長のご証言の中で、歴代からどの名義で保管されていたのかわからないということが証言されました。そういうことであるので、今回の新村名義についても確認しなかったと、こういうことございますけども、違いは、西川委員の言おうとされてるのは、以前はわからなかったけども、今は新村名義でされてるというのがわかってるでしょうと。その中できちっと確認をすべきではなかったかなと、確認をすべきであろうというご質問であろうかと。阿古市長言わはるように、昔はわからなかったという証言はそうであったかもしれないけど、この時点では名義がわかったと、その名義の口座の所有者に、所有者言うんですか、保持者っていうんですか、に確認をすべきで、わかってんねんから確認をすべきであろうというご質問であろうかと。

**西川委員** いやいや、違う。よろしいか、委員長。

**藤井本委員長** 西川委員。

**西川委員** 市長の認識と僕の認識とが違うから、そこの認識をただしておきたいと思って質問してるんですよ。というのは、20年の12月の11日までは、どういう形であろうが南都銀行に葛城市のお金としてあったんですよ。葛城市のお金としてあったんですよ。それを他店券という、これ、小切手ですよ、それを忍海農協に、今ここに書いてある忍海農協に、新村区長名義で預けられたんですよ。そのことは証言されてますよ。そやから、それ以前は葛城市のお金やったんですよ。それをこういうふうなことになるから、そのお金を、何でそういうふうになったのを、何で預かって歳計外へ入れられるんですか。そこところは僕らが追及してるんやけれどもね、何でそこそこ認識は一緒ですか、僕と。

**阿古証人** 何のためのご質問なのかよくわからないんですけど、まず12月の11日というのは、何を指しておられるんですか。これ、私がお預かりしたのは平成30年の2月の5日です。12月の11日っていうのは、いつの12月11日なのか、まず教えていただきたいということです。それがわかんない。

**藤井本委員長** 質問内容についての問合せですので、認めます。

**西川委員** 平成20年の12月の11日。

**阿古証人** 平成20年の12月の11日に何が起こったんですか。

**西川委員** 南都銀行から、これ、他店券というのは、どこの銀行や、これも百条委員会できちっと出てます。他店券という形で1億8,351万8,491円、これが忍海農協に預け入れられてる、新村区長名義で。

**阿古証人** これ、平成20年の12月11日、今のお話ですけど、それがいつの調査の段階で出てきたのか私は存じ上げません。ですから、その時点でそのようなことを把握しているということはありません。先ほども申しあげましたように、この現金の管理の最高責任者は、その当時の町長にあったという理解の仕方です。どなたの口座名義であれ、町としての最高責任者の責任において管理されたお金であるという認識のもとに、その当時の町長からそういうお話をいただいたときに、事の重大性から、一旦、資金保全をする必要があるという観点からお預かりをしたということでございます。それ以上のものは何もございません。委員のご質問が何のためのご質問なのか、私には意味がわかりません。

以上でございます。

**藤井本委員長** 私から、ちょっとですね、先ほどからの質問の中で、西川委員の質問の中に、市長と私とは認識が違うんだと、こういうご質問でございます。端的に、認識が違う、その認識とはということについて、この部分が違うねんということをお示しいただきたいと思います。

西川委員。

**西川委員** 市長は、新村区長名義になってるということを、ここに書いてあるんやけれども、問合せをしておりません、問合せもありません、してありませんっていうその中には、先ほどからおっしゃってるように、吉川元市長がこういう申入書をされて、そして、その中に歴代のいろんな責任者の方々がずっと、未処理金っていうか、個人名義で保管されてきたから、そういう説明を受けたから、これは歳計外で受け入れてもええやろうと判断したと、こういうふうに僕は受け取ってるわけです。しかし、いや、そういうふうに受け取ってるんです。そやから、そうではないですよ。20年の12月11日に忍海農協へ振り込まれるまでは、どういう形であろうと南都銀行に葛城市のお金として残されてたんです。それをですよ。はっきりそうです。それを、他店券っていう形で南都銀行からの小切手を、その小切手を持って忍海農協に預け入れされてるんです、新村区長名義で。その時点で、もうはっきりと、これ、葛城市のお金じゃなくなってるということですよ。その葛城市でなくなったお金を、何できちっと調べもせずに、先ほどから答弁の中で、いや、どうやこうや、きちっと把握もせずに、吉川元市長名義でもないお金を、いや、説明があったさかい受け入れてんと。その根拠を聞いてるんです。認識が違うん違いますかっていうことや、そこが。

**阿古証人** 何度もお答えしてると思います。その当時の最高責任者である町の方が、過去の町の方が、その責任において、このお金は、この申入書に書かれた内容を持ってこられました。その重大性を鑑みて、決断を最終的に下したのは私でございます。預かったことが間違いであるとおっしゃるのであれば、そのようなご意見として私は受けとめますが、私の今現在お預かりしてる葛城市の行政の長として、事務方にも確認してこの手続をとったということは、私は間違いではないと確信しておる次第でございます。名義人がどなたであれ、もしくは平成20年12月11日、そのような事象があったということは、私はこの時点でも存じ上げませんし、今現在もその説明を受けたわけではございませんが、そのときの判断として間違っているとは思っておりません。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 今のところと関連してなんですけれども、西川委員の方から、葛城市のお金ということが出てきたんですけれども、これについては、ちょっと正確にですね、きちっとですね、表現して質問していかなければいけない問題だと私は思っております。これ、認識の問題というふうにおっしゃったんですが、葛城市のお金というんですね、葛城市が公に管理しているお金が、私は葛城市のお金だと思ってますので、こういうふうですね、全く葛城市の管理に関係してないお金が、私は、移ってきて、今日あると思っております。ところがですね、西川委員のおっしゃるように、葛城市のお金がですね、平成20年12月11日に動いたとすれば、これは明らかに公金横領になります。正式な手続がですね、ない場合はですね。それはですね、公金横領にならないかもわからないけども、ならないとしても、不適切な形でお金が出ていったということになるわけですから、公のお金はですね、きちっとした手続を踏んで行われてるお金なんですよ。だから、葛城市のお金っていうふうなことを言うんですね、この金があたかも葛城市の公の管理に属してるお金だったというふうになりますから、これはそうではなくてですね、明らかに葛城市の会計処理は1本ですよ、通帳は。それが別に通帳が幾つもあるんですね、その通帳がですね、最終的に1本にまとめられる過程は、もうぐじゃぐじゃです、はっきり言うたら、何も無い。そういう形で個人の、あるいは特定の一部の人が、そういうお金をですね、やりとりをしていた。そのお金が残って引き継がれてたいうわけです。だから、私はですね、このお金は、公金としての扱いを受けてこなかったお金だと思っております。そのとおりだと思うんですけれども、それをですね、なぜ歳計外という公金を扱う会計に入れたのかということについて、私はですね、これは公金でない、公金として扱われてなかったお金ですから、それを扱うに当たってはですね、法律上の問題もあるし、私は預かるべきではなかったというふう考えております。これは委員会でも主張申し上げたところでありますけれども、この点についてですね、市長は、政治的な判断だろうというのがあるかと思えます。法的にはですね、問題なかったのかどうか。このことについてはですね、再度ちょっとお聞きします。

阿古証人 先ほども答弁させていただきました。そのことにつきましては行政内部で検討させていただきました。法律上問題でないという判断のもとに、その手続に入ったわけでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかにないですか。

西井副委員長。

西井副委員長 法律的に問題ないという判断したと。ただ、地方自治法ではね、235条の4の第2項で、「普通地方公共団体の所有に属さない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」と。先ほどの答弁では、何でも保管できるように近いようなことをおっしゃってるけど、これ、自治法でこうなってますね。今、皆さんの質問によっても、1億8,000万円のこのお金についてね、帰属するかどうかわからないというふうな話が出てきたお金を、こんなところに入れてええんか。これ、地方自治法違反違うかなと。例えば、柔軟解釈をして、市に属するお金やという形で入れたとしたら、

これは、柔軟解釈を正規の解釈に直す義務ありますねんで。全然義務を果たしてないと。その辺も含めて、ちゃんと法律の解釈と、これ、どこの弁護士に聞かあったんか知らんけど、もし聞かあったんやったら、いつ、どの時期に聞いた、どの弁護士に聞いたということを、こんな表に出してもらわな、聞きましてんという話で済む話ではないと思います。その辺、答弁してください。

**阿古証人** これ、先ほどの答弁とまるっきり、答弁というか、質問内容は同じなんですけども、これが、言っている6月議会でですね、先ほどの抜粋した、何行目から何行目までという、事務方の副市長としての答弁であります。

以上であります。

**藤井本委員長** ほかにありませんか。

西川委員。

**西川委員** 何か公金であるかどうかという定義は、僕は、何をもちて公金っていうかいうふうなことは、谷原委員はようご存じかどうかわかりませんが、普通一般の人は、この他店券というのは、これ、時の収入役が、葛城市の収入役がこの小切手を、他店券という小切手を、収入役名義で、これ、出してるんですよ。個人の、ここでは個人って書いてありますけれども、例えば、吉川元市長の個人名義で小切手を南都銀行から出したはるのと違うんですよ。葛城市の収入役名義の小切手が忍海農協へ移ってるんですよ。これ、葛城市のお金って普通言うんと違うんですか。僕はそういう認識やから、市長に、そういうふうな葛城市のお金が、12月11日に、全然違うように振り込まれてしもうた。これをどう認識してるんですか。今初めて聞きました言わはるのやったら、そこんとこの認識は同じにしといてもらわんと。

**阿古証人** 何度もね、同じ質問をされてるように思うんですけども、それでよろしいんですか。答弁を何度もしております。

**西川委員** よろしいか。

**藤井本委員長** はい。

**西川委員** 的確に答えてもってないから言うてるんです。何で新村区長名義のあれやのに、呼ぶなり何なりして、きちっと、本来、今のことを認識してもうたら、新村区長に了解をもらうなり、新村区長から申し入れてもらうなり、そういうふうにする手続を踏むというのが、弁護士さんやとか法律上問題ないかどうかとか、そんなことを検討したはんのやったら、名義人の了解もなしにこんなことできるのかっていうことを聞いてるんです。できると言わはるのやったら、そうできるって言うたはるのか、できるというふうに判断、市長したはるんですね。

**阿古証人** 先ほど答えました、それ。

**藤井本委員長** それについては、確認しなくて判断をしたという明言をされておりますのでですね、確認の必要はなかったということでもよろしいですよ。

**阿古証人** 必要なかったというんじゃないなくて、その当時の最高責任者として管理されてた方が、どなたの名義であっても、管理されてる責任においてその申入れをされたんですから、それはお預かりしたということでございます。

以上です。



**藤井本委員長** 何度も申し上げます。その名義人さんとの交渉なり話合い、確認はしてないということですので、この部分については、この辺で置いといていただきたいと思います。

ほかにないですか。

西井委員。

**西井副委員長** 先ほど質問しておりますが、弁護士に相談したとおっしゃってるけど、弁護士に相談したとか、それを相談した職員方、どういう職員で、いつ、何時に、どの弁護士と相談したとかいう資料は残ってますか。残ったら資料として提出してもらわんな。これ、法律解釈で、すごい解釈ですよ、柔軟的な。その解釈を弁護士に依頼したんやったら、ほんまにその答えが出てきたんかいうことを我々も知る権利があると思いますので、それについてどのようにしようかということについて考えておられるかどうか、答弁をお願いします。

**阿古証人** 何をしたいための百条委員会なんですか。私には理解できないんですけど、先ほども申し上げますが、令和元年度第2回葛城市議会定例会会議録第3日目の部分で、先ほど、もう読みませんでしたけども、ここから何行目から何行目ですというところに、西井委員が質問された全く同じ質問をされております。その中の答弁として副市長が答弁しておりますので、それをごらんいただけたらと思います。

以上でございます。

**藤井本委員長** 今、西井委員の質問内容については、資料請求をさせていただくということにさせてもらいたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようでしたら、最後の方になります。

次に、この未処理金受入れ後のことについてお尋ねをいたします。

あなたは、平成30年2月5日に未処理金を受け入れられ、そのことを最初に市議会に報告したのはいつのことですか。

**阿古証人** いつであったか確かな記憶がございません。

**藤井本委員長** あなたは、平成30年2月5日に未処理金を葛城市の歳入歳出外現金として受け入れられてから、現在までの間に、未処理金が市の所有に属する現金か否かを、百条委員会の調査とは別に葛城市自身で調査をされましたか。

**阿古証人** 受け入れる段階の中においては、一旦歳計外で受ける議論の中で、どのような確認の仕方をするのかという議論はありましたが、百条委員会が2月、臨時議会が開かれたのが20日前後やったと思うんですけども、そこで設置されて、百条委員会としての調査権、強硬な調査権が発生いたしましたので、それに基づいて協力するという体制の中での調査方法に切りかわりました。

以上でございます。

**藤井本委員長** 以上であります。

それでは、ただいまの未処理金受入れ後のことに対する補足尋問を行います。

何かございませんか。

川村委員。

**川村委員** それでは、私の方から質問させていただきます。

先ほど来、市長の答弁に、公金であるというその事務手続をですね、これから進めていけるようにという予測の中で、もちろん申入書の中のことで受け入れたということもご答弁の中にございましたが、百条調査権に協力をするという事の中です、これから、これまでもですね、百条調査権の中で、議事録等、もちろんインターネット中継もありましたが、この内容につきまして、市長はずっとごらんになっていただいているのでしょうか。

**阿古証人** 通常の業務の中で全てを確認できているというわけではございません。百条委員会の様子といいますのは、私自身がその時間執務をしておりますので、直接確認できていない。全てを把握してるとは理解しておりません。

以上です。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** それではですね、百条委員会の、要するに、証言が非常に重要であるということをご認識いただいていると思っております。その証言をずっと、約2年ですね、聞いていただきまして、大体の報告も、全ては把握されてないとおっしゃっておられますけれども、いち早くですね、市長が望んでおられることは、早く予算編成の中に入れて、これから葛城市に、公金であろうというその予測の中で手続を行われた、その道筋がですね、着々と進められていくものだと私は思っておりますが、当然のことながら、まだ公金であるかという判断は下せないわけですが、市長も令和元年6月の西井議員の一般質問の中でですね、資金保全のために預かったけども、予算編成の中にいち早く組み込みたい、その努力をしたっていうふうにおっしゃっておられます。1年、2年近くの百条委員会の中で、まだ結論が出てないということに対してもどかしさというか、非常にこれについては百条委員会が問題があると。要するに、抗議をしたいというような文言もね、ありました。あえて抗議をしたいとおっしゃっている内容はですね、先ほど言われてる、公金となかなか断定していくプロセスが図れてないと。早く公金として断定していただきたいんですけども、その道筋はなかなか、まだまだ遠いなというふうに思われているんでしょうけれども、我々としても、これらの数々の証言は、大きくそれを捉えまして、早く公金という名のもとにですね、恐らく一般の葛城市民が、恐らく使っていただいているという判断を下していきたいと思っております。市民の方からも、何か月かかっているやと、非常にお叱りのお言葉もいただいております。市議会としては、この今の段階でしっかりと踏ん張ってですね、この調査を進めて、早く市民に還元していただく、そういったお金にしていきたいと思っております。市長もその意気込みは非常にあるというふうには私にご推察いたしますけれども、あえてですね、今、抗議であったり、努力をされようとしている、事務手続をしていただきたいっていうことを百条委員会に望まれているのか。ここをもう一度、百条委員会に期待していただいているのかということ、もう一度答弁していただきたいと思っております。

**阿古証人** 最大限協力をしていきたいと思っております。

以上です。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** もちろんそういう姿勢はあるんですけどもですね、本当に、きょうの調査もですね、市長にですね、ここに来て、偽証罪とか、そういった、市長に対してね、非常に厳しい問題ですね、投げかける百条委員会というふうには、私自身は思っておりません。それよりも、目的は、しっかりとこの1億8,000万円もあるこの公金に近いものをですね、しっかりと公金という断定をしていってですね、しっかりと目的を果たしていくというのがこの百条委員会の目的です。ですから、きょうもいろいろといろんな議論ありましたけれども、市長はね、行政内部でもう調査をしない、もう百条委員会に全部委ねるということを断定していただくんですか。もう一度お答えをお願いします。

**阿古証人** 行政内部でもう努力はしていきたいと思っております。ただいま、現在は百条委員会を議会の強権発動していただいておりますので、その調査権に最大限協力をしていくという姿勢でございます。

以上でございます。

**藤井本委員長** 川村委員。

**川村委員** 最後ですが、そうしましたら、これまでにいろいろと問題な点多うございます。この点も含めて、市長は、これから百条委員会、議会としてですね、議会に報告されなかったというような最初の経緯はあったとしてもですね、最終的には議会に委ねるという方向でこの問題を解決しないといけないわけでございます。ですから、議会としっかりとタッグを組んで、この問題を解決していくという方向でですね、これからも積極的なご協力、そして、この中で出てくる厳しい問題ですね、個人で使用したのかどうかわからない部分をはっきりとさせていきたいと思っておりますので、しっかりとご協力をいただけるかどうか、お約束ください。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

西川委員。

**西川委員** 市長は、これ、何の百条委員会やってというようなことをおっしゃったけど、初めに言うときです。先ほども申し上げましたように、旧新庄町、また、20年までの葛城市において、こういう未処理金的な、今、未処理金って言うてますけども、この発生について、市長そのものが関与されたことみたいな、関与も知らんということみたいななん百も承知でございます。ただ、この百条委員会で、先ほど、名義人がこうなってたらどうなんの、こうなんのっていうことは、何でお聞きしてるかいうと、そここのところが、もしですよ、どなたか、別に新村区長さんとか、そんなん言いませんよ。どなたかがそういうことを知って、返還をせえというふうな裁判になったとき、どうなんねんということ。僕らは、これは、はっきりと、今、川村委員がおっしゃったように、行政とともに、これは公金であると、公のお金であると早く認定して、それでも公金でないと言う人がおるから、これ、裁判になるかもわかりませんが、これは公金であるというふうなことを認定して、これ、はっきりと、この返還を、また、使われてる部分については、市が返還をしてもらわなあかんような手続もしていかなんと、最終的には、百条の結果。そういうふうなことも含めて、先ほどおっしゃったよう

に、そういうふうな訴えが出たら、こういう対応しよう、こういう対応しようというふうなことを、百条に最大限協力するとおっしゃってるんですから、そのこのところを、僕はちょっとそこんところが不足あったん違うかな、確認しとかはった方がよかったんと違うんかなというふうな思いで言うてるんでね、そこんところの手当てと、それと、もし、そういうふうなことがあったときの対応等をやっぱり行政側がやらないかん部分はあるんで、そのこのところは積極的にやっぱり百条と、このことに関してはですよ、百条委員会と協力、最大限協力するというごさいますんで、そのことに期待して、はっきりと今後のこれが公金というふうにお考えなのか、百条はそういうふう認定していこうと、委員会はしていこうとしてるんで、そこんところに協力していただいて、今後、葛城市としては、そのお金をきっちり取り返して、一定市民のために使うんやというふうな決意をお伺いしときたいんですけど、先ほど言ったように、そのこのところは、ちょっとやっぱり手続として不足してたら、そのことも考えとくというふうにおっしゃるんであれば、そういうふうな検討もしていただけるんか、お伺いしておきたいと。

**阿古証人** 当初に申し上げましたようにね、本来、これ、かなり昔の話、旧町の時代の話なんですけども、本来は公金としての会計事務処理をされるべきお金であった可能性が高いお金ですよという認識をしておるところです。ただ、これが今度、行政の事務手続としてする場合においては、公金というものは、事務手続をしてから初めてその存在に変わりますので、ですから、その辺の法律的な解釈がどうなるのかということは行政内部でも整理をしていきたい。もしくは、これ、割合と難しい多分手続になると思うんです。これ、過去の事象ですから、いろんな事象を確認するという作業が非常につらいものであるであろうということが予想されますので、そうした場合の手続のあり方もやはり考えていかないといけないなと思っております。ですから、今回、私は質問を受ける立場でございましたので、いろんなことを申し上げることはできませんでしたが、質問を受けながら、これからいろんな、どのような取組の仕方をしていかないといけないのかということは、改めて考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**藤井本委員長** ほかにございませんでしょうか。

1点お願い、再度させていただきたいと思えます。事実関係に基づいた質問を端的に行っていただきますようお願いいたします。

谷原委員。

**谷原委員** 百条の目的について、いろいろですね、委員の中でもちょっとそごがあると思えますので、そこはちょっと直させていただいてですね、と思えます。当初の目的は、どのようにしてこういうお金が発生したのか、行政事務上ですね。それが非常に不適切な形で、公の事務処理に外れた形のお金がずっと引き継がれてきた。これについては、百条は調べております。でも、なかなか公の金がどうやってそこに落ちたのかということについては、過去のことで調べきれない状態であります。

次は管理実態です。次は管理実態を調べようということですが、この管理が明らかに公の

管理に服さない形、いわゆる世間で言う裏金としてずっと流れてきた、個人名義としてですね。その一部のグループの方が個人の方が、自由にお金の出し入れをしているような不正な状態にあったと。それが今日に来ているわけです。

最後に市長が答弁されたことについてお聞きしたいんですが、このお金をですね、どう受け入れるかというのは、大変、行政上は難しい問題が起きてまいります。と申しますのは、これ、公のお金として管理に服してないお金ですから、これ、公の金と、公金であればですね、歳計現金に入れるんですよ、ぼんと。どういう名目で入れるかは別ですよ。そうでなければ、これは寄附金ですわね、受入れが。その名目一つとっても大変難しい問題があるので、これについてはですね、行政上の専門的な知見をたくさん持つて行政がですね、それはですね、役割を果たすべきだと思うんです。議会の対応、考え方と違う場合も出てくるかもわからない。今後ですね、このお金をちゃんとですね、市に戻したいというのは議員皆さん思っておられるし、市民の方も思っておられるし、行政上の中で何らかの形で発生したお金ですからね、それは戻したいというふうに思ってるんですが、そう単純にはいかない、行政上の問題もあるので、それについては議会と協力しながらやっていただけるのかどうか。そこら辺をですね、協力していただけるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

**阿古証人** 質問といたしますか、ちょっとね、これからどのような方向で行くのかという最終の多分段階なんですけども、これ、一旦、今、歳計外でお預かり、資金保全をしてる状態なんですけども、これを歳計現金、一般会計の方に振るという作業に具体的になってきたときには、これは間違いなく議決案件になります。ですから、その手続、その金額等のですね、手続に当たっては、議決案件であるということですから、その手続を振るときには、議会の皆様方にその議案をですね、提出することになりますので、そのような最終手続を踏むということになると、今現在、理解しております。

以上です。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

西井委員。

**西井副委員長** 2月5日付で未処理金を受入れておられますが、たしか2月の20日の新聞に、歳計外で預かったということを発表されたと。5日に、臨時議会が19日やったと思いますが、その議題として百条委員会を設置するというのはわかってて、預かったことも関連するのに、報告がないと。本来、今おっしゃったように、議会ともども明らかにする努力する言うんやったら、こんな既に議会の方に、議長なりに報告するの当然違うかなと。これ、見つかったときには、わかったんが新聞紙上ですよ。こういうことが現実には、百条委員会というのはほんまに、本来言や、行政とともに解決するんじゃなく、百条委員会は百条委員会、内部は内部と、これが基本ですよ。そういうことを、しかしながら、この事項について報告してくれなかったこと自体が、積極的に解決しようと思われたんかな、どうかなということ、どのような状況で2週間も明らかにされなかったか、積極的に。新聞紙上でしかわからなかったということ自体、これについてちょっと答弁をお願いしたいと思います。

**阿古証人** これ、2年前のことで、どういう経緯でそうなったんかわかりませんが、2月20日

に新聞がどのような情報源からそのような記事を書かれたのかというのがちょっとわかりません。行政から多分発表することはないであろうと思いますので、ですから、どこからそういう情報が出たのかというのは、ちょっと記憶にありませんので、答弁をしかねるところでございます。百条委員会が設置されましたのが2月の19日でございますので、当然のことながら、百条委員会に対しての情報提供というのは、設置された後、速やかにするべきと認識はしておったと思います。ちょっと記憶の方が、その辺が明確ではございませんので、それぐらいの答弁しか今のところはできません。

以上です。

**藤井本委員長** 西井委員。

**西井副委員長** 確かに20日に、私が副委員長で、そのとき、現在の議長、下村委員長やったか。このような状況の中で説明もなしに、なぜ預かったんやいうことは、正副委員長で抗議を申し上げに行つたと。これは覚えておられますね。それが報告はないと、議会にも。やはりこの渦中の問題のやつで百条委員会設置議案の中で、市長に議長から臨時議会を要請された、その期間ですよ、2月5日というのは。それを預かったにもかかわらず、議会にも報告しないと。これ、百条の条項ですよ、1億8,000何万円。これがともに、何か一生懸命協力しますわいう話で、どうも私理解できないと。やはり条項にある、調査する条項であるやつを、19日に百条委員会、議決されるかもわからへんなら、5日にそのお金預かった、議会に報告すべきと、これは、理事者としては当然すべき問題やったと思うけど、その辺で、今までの質問の中、また皆さん方の質問の中で、答弁では、余りにも適正でない答弁があるんかなと私は思っております。なぜ、2週間、どこにも報告しなかったか。それについてちょっと、これはもう全議員でもその辺の話が、言ったら、不思議でならないと思います。

**藤井本委員長** 今の質問ですけども、まず、報告がなかったことに、百条委員会委員長、副委員長からの抗議が、抗議をしに行つたというものがございました。抗議というものが理事者にあつたのかどうかということが1点と、その回答をどうされたのかということについてお答えいただきたいと思います。

**阿古証人** 記憶が曖昧ですので、完全な答弁はできないと思います。ですから、多分ね、正副委員長が来られるまでに、一部の議員の方が何かおっしゃつたような記憶もありますし、ですから、その情報がですね、どこから出たのかというのもちょっと記憶が曖昧ですし、どのタイミングでどうだったのかというのも記憶が曖昧ですので、完全な答弁はできないと思つてます。

以上でございます。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようでございますので、ただいまの未処理金受入れ後のことに対する補足尋問を終わりたいというふうに思います。

6つの内容に区分をしてですね、お聞きさせていただき、また、それぞれで補足尋問をさせていただきます。ここの中に入らなかつたですね、総括的な尋問等ございましたら、受

け入れたいと思いますが、総括的な質問ございませんでしょうか。

西井委員。

**西井副委員長** 市長自身、資料請求に対して、返答としては、私の一般質問で答えてると。これ、ほんまにその辺で答えてるんやったら、それを整理して資料として出すべきやのに、そのような話で出てくること自体、これ、積極的に、市長、本当に解明のために努力されてるといふ形には、私、見えにくいと。やはり資料請求やって、こんなん、これ多分事務局でつくったと思います。議事録ね。事務局でつくってくれたん。そうやろう。この資料の、西井議員の一般質問で答えてますということで事務局がつくってくれてるんやろう。本来言や、こんなん、一般質問の内容にある、ここで答えてるんやったら、これを整理して、資料請求の中で返答すべきやのに、これ自体が、積極的に本当にそのような姿勢を持っておられるのかどうか。私は、百条委員会ということの中で証人に来てもらってるということの中で、言葉は非常に注意すべきやと思うねけど、ただ、議員と市長としての立場も含めたら、ちょっときつい言葉になってくると。本来、これ、一般質問で答えてるんやったら、一般質問で答えた内容、こういうことで何かこうやというのは、別につくって資料出すのが普通やと思いますが、その辺からして不信を持つという1人でございます。それについて市長、何なりと申し上げてください。

**谷原委員** 議長、百条の趣旨と外れてる。

**藤井本委員長** 総括的な質問ということで、今のご質問であったであろうかと思ひます。先ほどですね、休憩をとって、阿古市長に議事録を読み直してもらう時間をとりました。西井委員の質問はですね、いわゆる百条委員会の中で資料を理事者に求めたところ、一般質問で答弁のとおりと、こういう回答が出たところでございます。それに対して西井委員がですね、それは、協力してるとは言えないやないかと、こういうことでの質問であろうかというふうに思ひます。また、つけ加えますと、そのような答弁、お答えをいただくのに1カ月以上かけていただいたということも事実であろうかと思ひます。その辺のところをですね、総括的に、今後ということしか言えないと思ひんですけども、市長の方にお答えを求めたいと思ひます。

いわゆる、市長のおっしゃってる、協力してやっていくという先ほどの言葉……。

**阿古証人** 証人尋問の意味がね、何にあるのか私にはちょっと理解できないんですけども、これは、ご質問じゃなくて、ご意見ということでお伺いしておきたいと思ひます。

以上でございます。

**藤井本委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようでしたら、以上で証人の阿古氏に対する尋問は全て終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席をいただいて結構でございます。

本当に長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(阿古証人退室)

**藤井本委員長** 本日の調査案件は以上であります。

ここで委員外議員から発言の申出があれば許可いたします。

委員外議員の発言ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**藤井本委員長** ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、本当にお昼も過ぎてですね、長時間にわたり、ご熱心な委員会討議ありがとうございました。歳計外で預かっているという言葉が何度も出ましたけども、これは、もう2年前の2月の5日でございます。これは、月が変わりますとですね、2月5日になると丸2年になると、このような事態になっております。歳計外預金の中身を見ますと、1年以上預かっているものはほとんどないと、2年も預かっているのではないという状況にあります。こういうことも百条委員会の中でですね、またさらに最終的な議論を深めていって、早くですね、解決できる、答えを出すべき、出すように努力をしまいたいと、このように思っております。

本日は長時間にわたり本当にご苦労さまでございました。これをもって旧町時代における未処理金調査委員会を……。

西川委員。

**西川委員** 先ほどの市長のね、答弁の中で、最大限百条委員会に協力すると、こういうことと、多分、行政、市の方は市の方で調べると。今、質問したら、いろんなことに、それが歳計外から一般会計の方へ入れるような、普通の歳入の方へ入れられるような検討をします。行政は行政でいろんなことを調べるというふうな趣旨のことをおっしゃったと思うんです。そうすると、この委員会としては、はっきりと、どこをどういう努力をされるか、今現在どういうことをやられるかということを、やっておられるかというふうなことを、今、こういう百条の証人喚問という形じゃなしに、参考人的な形でその都度、どういうことを、今どう努力されてるかというふうなことを要請していくと、行政側に。行政側は行政側でどんなことをやってるかということを、今、歳入に入れるのに、いろいろ難しいねん、難しいねんって、僕らようわからへんから、何がどんだけ難しいのか。何を証明しやんなんのかようわからへんから、どんなことをやっておられるのかというのを随時、やっぱり報告を受けたいと、委員長、これは。そういうふうね、要請をしていただきたい、こういうふうな思っています。何か、西井委員のあの質問でも、2月の5日に受け入れて、ほいで、百条を設置するというのはわかってんのに、どこからこんなこと漏れましたんかって、話やなしに、積極的につていうふうなことを思うてるんやったら、はっきりとそのときに、こういう受入れをしましたっていうことは議会には言うべきやと思うのに、その言わへんだ理由は、記憶にない、いや、2年前でわからんって、そんな答弁ではね、わしら納得できへんので、今後、はっきりと、懸念してるこの新村区長名義になってるやつを、ほんまにこんな裁判になるのかどないなるのか知らんけれど、百条で公金や言うたところで違うと言われる、そういうふうなことも懸念するし、ほいで、返還せえというてどなたかがそんなことをやられたら、ほんまに返還せんなんようなことになるのかどうか、僕らわからんところがあるから、そこらをどういうふうな対応していくんかとか、最終的には、やっぱりもう使われてしもうたお金を、どういうふうにして市側は取り返そうとするのかとか、そんなんも含めてね、ちょっと、やっぱり理事者側の対応と



いうのを、参考人であろうが、委員会であろうが、協議会であろうが、やっぱりきちっと百条としては行政側の取り組みをきちっと聞きたいんで、そこらのところ辺の申込みを、委員長、しといていただきたいと、こういうふうに思ってます。

**藤井本委員長** 承知いたしました。

谷原委員。

**谷原委員** 今、私のですね、最後の質問にかかわってのことなので、一言言わせていただきますが、市長がおっしゃったのは、百条についてはもう既にやっておられるから、ある時点で受け入れた時点で、百条の方は強力な調査権を持っておられるから、そちらに委ねるということをおっしゃいました。だから、答弁されてます、これについてはですね。それから、新村区長の件についても答弁されてます。だから、それが繰り返し繰り返しなるというのはですね、これは委員会としても余り正常な形でないと。意見をね、述べて、政争としてね、争うということを見せるんやったらね、何度でも呼んでということになるんだけど、私はですね、当初から、こういう、百条については政争の争いにしてはならないと。事実関係をきちっと調べる上でですね、冷静にですね、事実関係を調べていくところは調べていくというふうにしてほしいということで申し上げます。だから、今の流れの中で言えばですね、市長はちゃんと答弁されて、市長がおっしゃったのはですね、私が聞いたのはですね、市長がお答えになったのは、つまり最終的にどう受け入れるかということについてはですね、議会としてもですね、この行政上の細かいところについての知識が不十分だから、その点については、ちゃんとですね、協力をしてほしいと。その答弁についてもですね、いや、議案として出しますと。議案としてきちっと出す段階で、議論もですね、そういうふうな形で詰めた上でいきますという答弁もあったわけですから、この点についてはですね、何度も市長を呼んでですね、それを問いただすというのはですね、これは委員会で決めたらいい問題ですけども、これについては、再度ですね、委員会で諮った上でですね、やっていくべきで、きょうはそういうふうな答弁があったことについても、きちっとどういう答弁かということですね、議事録等も出ておりませんし、今の流れの中ですから、ちょっとですね、この問題についてどう扱うかについては、委員会ですね、きょうのこの場ではなくて、委員会できちっと議論して結論をつくっていただきたいと思います。

**藤井本委員長** お二人とも、貴重なご意見として承りたいというふうに思います。

これをもって、旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会をいたします。

閉 会 午後1時04分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

藤井本 浩